

おおき



議会だより

No.163

令和8年
6月定例会号

主権者教育って
なあに？

6月議会議決事項	P2～3
議会改革	P4～5
特別企画「議会傍聴に行ってみよう！」	P6～7
議会モニター会議	P6
議長通信、傍聴者の声	P7
一般質問	P8～P15
主権者教育の取り組み	P16

中央の写真は、大溝小学校での授業風景
右下の写真2枚は、木佐木小学校で授業
風景 関連記事は16ページ



6月定例会が6月5日から13日の日程で開催され、補正予算や専決処分、農業委員の任命など、全議案を可決・承認・同意しました。

補正予算

一般会計補正予算（第1号）

可決

938万6千円を追加し、予算総額は85億9738万6千円になりました。

□公共施設用地植木剪定除草作業委託料 145万9千円

庁舎周辺の除草作業を委託

□不動産鑑定委託料 44万5千円

第2分団第2部消防格納庫候補地の不動産鑑定を行うものです。

□システム改修委託料 573万8千円

デジタル庁が構築する情報連携基盤を介し、医療機関の窓口などで、マイナンバーカードにより健康保険資格と医療費助成資格を一括確認できるようにするためのシステム改修です。

Q 施設管理の適正化や安全確保、職員負担の軽減などの観点からは外部委託の必要性も一定理解するが、職員や町民の皆さんが主体的に取り組んでいた美化活動は今後どうなのか。（益田富啓議員）

A 除草、清掃が行き届かない部分があり、町民からの指摘を受けて、年4回分の委託費を計上したもの。ボランティアの美化活動と併せて実施していく予定です。（総務課長）

一般会計補正予算（第2号）

可決

820万6千円を追加し、予算総額は86億559万2千円になりました。

□健康福祉センター工事費 483万4千円

温泉汲み上げポンプの機能が低下しているため、更新工事を行います。

□消防格納庫用地購入費 57万2千円

第3分団第1部消防格納庫候補地の境界確定に伴い、追加購入するものです。

Q 前回更新から、まだ3年程度しか経っていない。長いもので7年2ヶ月、短い時には一年半ほどで交換とのことだが、ポンプは温泉のかなめなので、原因を突き詰めていただきたい。（古賀靖子議員）



Q 固定資産税の税制改正について、家屋の免税点が20万円から30万円に引き上げられ、課税されない家屋が約50棟増えると説明があった。空き家の放置を助長したり、相続登記を遅らせたりする人が増える可能性がある。古い小規模な建物が管理不全にならないような対策をお願いする。（益田隆二議員）

令和8年度地方税制改正では、軽自動車税関係、個人住民税関係、固定資産税関係について、地方税法等の一部を改正する法律などが令和8年3月31日に公布され、原則として令和8年4月1日から施行されることに伴い、大木町税条例の一部を改正したものです。

①大木町税条例の一部改正

5件を承認

専決処分

農業委員

新しい農業委員が決まりました

平成27年の法改正で、農業委員の公選制は廃止され、議会の同意を得て町長が任命する制度に改められました。今回、現農業委員の任期が令和8年7月19日で満了することから、新たな委員任命について議会の同意を求める議案が提出されました。審議の結果、全ての候補者の任命に同意しました。任期は令和8年7月20日から3年間で。

地 区	氏名(敬称略)	新任・再任
大 溝	井 手 正 宏	再
	石 川 勉	新
	田 中 秀 美	新
	赤 司 浩 二	新
	菰 方 利 幸	再
	今 村 真由美	再
	中 野 嘉 朗	新
	古 賀 龍 二	新
木佐木	熊 本 森 行	再
	北 島 秀 一	再
	川 村 良 知	新
	川 村 恭 子	新
	二 俣 博 俊	新
	山 口 茂 徳	再
大 莞	末 永 広 樹	新
	小 林 律 子	再
	深 町 泰 裕	新
	本 村 正 人	新

Q

農業委員に任命されている方が、前回に比べて女性性が1名減っている。男女共同参画の視点を持って、次回は女性を増やしていただきたい。

(古賀靖子議員)

A

農業委員会等に関する法律趣旨を踏まえ、委員会に求められる役割を十分に果たしていただけるか、総合的に判断する必要がある。そのうえで、多様な視点を確保する観点から女性を含め、幅広い人材の参画に努めていく。

(町長)

国保会計の状況は？

国保会計については、会計年度経過後に歳入が歳出に対して不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度の予算に充てることができます。

これを繰上充用と言いますが、令和6年度に実施した税率改正や、同年から毎年行っている一般会計からの法定外繰入7500万円で、繰上充用額は着実に減少しています。

令和7年度では累積赤字額が3000万円程度となり、令和8年度で解消する見込みです。

年 度	累積赤字額(千円)
令和5年度	▲172,104
令和6年度	▲95,802
令和7年度	▲30,652

ちょこっと
解説



② 法改正に伴う国保条例の改正

国の地方税法施行令第11号の改正（令和8年3月31日公布、4月1日施行）に伴い、国保条例を改正したものです。主な内容は、課税限度額の引き上げです。

③ 繰越明許費の追加による令和7年度一般会計補正予算(第11号)

水道事業が一部繰り越したため、それに見合う一般会計からの出資金を繰越したものです。

④ 翌年度繰り上げ充用額の確定に伴う令和8年度国保会計補正予算(第1号)

令和7年度国保会計の単年度収支が6515万円の黒字見込みとなったため、前年度繰上充用額9580万2千円からこれを差し引き、令和8年度会計からの繰上充用額を3065万2千円とするものです。

⑤ 町道10号線自歩道設置工事(2工区)の請負契約金額の変更

既存舗装との高低差調整に伴う増工分と、警察協議による安全対策のための増工分を合わせ、工事費を219万1200円増額したものです。

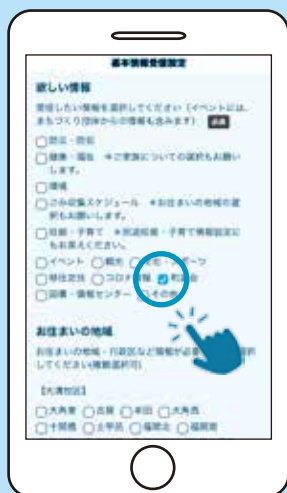
まずはLINEの
登録を!



大木町公式LINEの
友だち追加はこちら▶



「受信設定」をタップ、基本情
報受信設定の通知が来るので
「回答する」をタップ



欲しい情報欄で「町議会」をタ
ップ、これで、議会からの新着情
報が届きます。



議会改革

議会をもっと身近に!

①「議会速報」を発行

まず一つ目は、「議会速報」の発行です。
これまで、年4回の定例会ごとに議会報を発行してきましたが、編集作業や区長配布物との調整などにより、お手元に届くのは議会終了から約2か月後となっていました。
そこで、定例会終了後できるだけ早い時期に、議決事項のポイントをお知らせするため、「議会速報」(A4判1枚)を発行することにしました。
議会速報はホームページでご覧いただけます。(紙ベースでの発行は行っていないです)
また、LINEに登録していただくと、議会からのお知らせとして簡単にアクセスできます。
ぜひご利用いただき、身近な議会づくりにお役立てください。

「議会改革」に取り組んでいます。
今回は、その中から新たに始めた4つの取り組みをご紹介します。
議会では、町民の皆さんからいただいたご意見をもとに議員同士で話し合い、議会活動をより身近に感じていただけるよう

一般質問通告一覧（令和8年第3回（6月）大木町議会定例会）

一般質問通告書の概要

6月定例会の質問通告書は6月6日（金曜日）と6月9日（火曜日）の2日にかけて行われます。議員名を選択すると通告書の内容をご覧いただけます。録画配信は開催することがございます。

令和8年6月9日（金曜日） 16:00～（質問者6名） 質問順に掲載しております

質問通告	質問時間	質問事項
山田 龍太郎（ア）10 4.50分	40分	・防災拠点に対する交通状況について ・修・善化等における対応について
中島 隆雄（ア）10 5.50分	60分	・第一次農業構造改善事業地域における土地改良施設維持管理対策について ・道の駅認定管理費モニタリング評価制度整備の進捗状況について
最田 隆二（ア）10 1.00分	40分	・アグリスタ整備について
最田 隆雄（ア）10 2.20分	60分	・住民自治を支える社会教育の推進について ・中学生的な読書体験プログラムの再構築について
高橋 隆二（ア）10 1.40分	45分	・過去の質問と大木町地域防災計画に基づく避難場所の確保について
田中 一太郎（ア）10 2.30分	60分	・大木町議会及び高齢者等通所活動支援事業の本格運行に向けて ・農地転用の現状と進捗の状況について

② 一般質問通告書をホームページで事前公表

これまで一般質問の通告書は、傍聴に来られた方への配布のみで、ホームページでは質問項目のタイトルだけを掲載していました。しかし、これでは具体的な質問内容やその背景が事前に分かりにくく、「傍聴するきっかけが持ちにくい」との声が寄せられていました。

そこで今後は、執行部へ通告する時期に合わせて、議員が提出した一般質問通告書をホームページで公開します。

これにより、どのような課題について質問が行われるのかを事前に知っていただき、より関心のある議論を傍聴していただけるようになります。

③ ライブ配信・録画配信を見やすく改善

昨年6月議会から、議会のライブ配信と録画配信を実施しています。しかし、映像には議場の様子しか映らず、特に一般質問の内容が分かりにくいとの声がありました。

そこで映像システムを改修し、議員などが説明に使用する資料も配信画面に表示できるようにしました。

また、録画配信の公開時期についても改善し、これまでより早く、議会終了後の翌々日にホームページへ掲載できるようになりました。



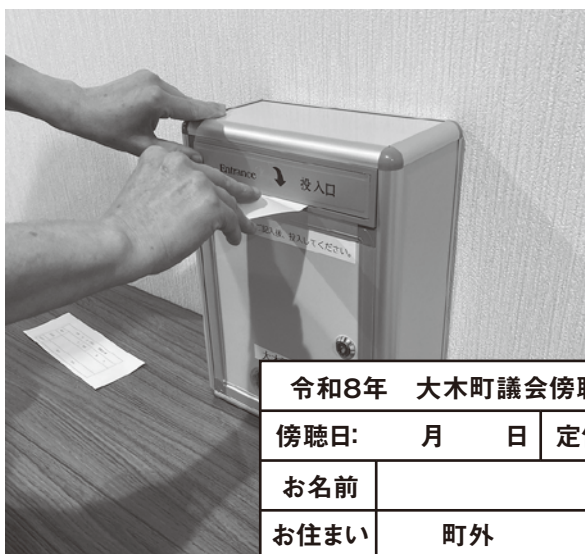
資料を共有



④ 傍聴手続きを簡素化

これまで議会を傍聴する際は、住所や氏名などを据え付けの議会傍聴人受付簿に記入していただいていた。このたび、手続きの簡素化と個人情報保護の観点から、所定の用紙に氏名と住所（町内・町外の区分のみ）を記入し、回収箱へ投入していただく方法に改めました。

ぜひ、この機会に議場へお越しいただき、議会の議論を身近に感じてください。



令和8年 大木町議会傍聴人受付簿			
傍聴日:	月	日	定例会 臨時会
お名前			
お住まい	町外	町内	

議会モニター 特別企画「議会傍聴に行ってみよう！」

議場は3階の北側にあります

東側
入口

正面玄関入口

駐車場は役場前をご利用ください



東側
入口

正面
玄関入口

皆さんは、議会傍聴に行ったことはありますか。町のルール（条例）や予算などを審議している現場にぜひ足を運んでみてください。

議会傍聴室は役場の3階にあります。役場前駐車場に車を止め、正面玄関か東側入口から3階に上がります。

議会モニター会議

6月23日、4名のモニターさんと定例の意見交換を実施しました。

6月議会を傍聴、視聴しての感想や意見をいただきました。議会運営の改善に生かしていきます。

一般質問通告書の事前公表や速報の発行は良かったですと思います。

大木町は交通の利便性や環境施策、子育て支援の強みがあるけど、情報発信不足で魅力が伝わっていないと思う。もっといい。

若年層は紙媒体を読まず、情報が届きにくい。ターゲット世代に合わせたプラットフォームが必要では。

偽アカウントによる被害も報告されている。IDやパスワードの厳格管理と住民への注意喚起が不可欠だ。



宮川さん



石川さん



篠原さん



八嶋さん

議会の様子はこんな感じ。
ぜひ、生の議会を体験してみましょう!
議場に来れない場合は、動画配信が便利です。



傍聴席入口から静かに中に入ってください。傍聴席は32席あります。



傍聴室入口で「傍聴人受付簿」に記入し、備え付けの箱に投入します。



【傍聴席での順守事項】

傍聴室では飲食はできません。
写真や動画撮影、録音は議長の許可が必要です。



議長通信

今回の第3回定例会は、私にとって大変印象深い定例会でした。

二つ目の特徴は、一般質問が8名の議員により2日間にわたって行われ、登壇者数が過去最多となったことです。

傍聴者数も私の経験では最も多く、事前に一般質問の通告内容を町ホームページで配信したことや、町の温浴施設「アクアス」の存廃に関する質問があったことから、町民の皆様の関心の高さがうかがえました。

二つ目の特徴は、初めて町ホームページで「議会速報」の配信を開始したこと。「議会だより」の発行を待たずに情報を知りたい」という町民の声に応え、定例会のダイジェスト版を迅速に配信するもので、広報委員会の皆様の英断とご努力に感謝いたします。今回の令和8年6月定例会は、私にとって記憶に残る定例会の一つとなりました。

議長 古賀 知文

傍聴者の声

議会を傍聴された皆さんから貴重なご意見をいただきました。

職場体験は事業所のみでなく、町内の事業（赤ちゃん研修や地域食堂など）も考えられてはと思いました。

般

問

火災被災者に対する
支援制度、蜂・害虫駆除に
おける対応について問う



やま だ
山田

たかひろ
貴大 議員

答

火災被災者に対する支援制度、
蜂・害虫における対応ともに
改善改革を進めている



問

当町において、
火災被災者を対
象とした支援制
度がどのように整備されて
いるのか、町民の方に周知さ
れているのか、改めて検証す
る必要がある。

町長

現在の支援制
度は、火災被災者
を対象とした独自の支援制
度は、現在のところ制定され
ていない。しかし、火災等の
災害が発生した際には、まず
消防や関係機関と連携し、
被災状況の把握を行うとと
もに、必要に応じて福祉部
門や税務部門など庁内横断
的に対応をおこなっている。
主な支援としては、被災状

問

況に応じた各種相談対応、
固定資産税の減免、医療費
の一部負担金の減免・免除や
徴収猶予、県営住宅等の情
報提供など、実施している。

隣の市では、市
営住宅への一時入
居において、半年
間の家賃を無料とする制度
を設けている。半年間無料と
まではなくても、月額上限の
限度を決めて、家賃の一部を
町が負担するなどの、給付
制度を設けることはできな
いのか。制度設定には時間が
かかる事は分かるが、まず第
一步として、来期予算に反映
できるよう検討していただ
けないか。

町長

本町において新
たな給付制度等
を創設する場合に
は、対象要件、支援内容、財
源確保や公平性など整理す
べき課題がある。また、現時
点において制度創設や予算
化をお約束する段階でなく、
まずは近隣自治体を含む他
団体の事例や運用状況につ

問

いて調査・研究を進める。
蜂や害虫の被
害が多く報告され
ています。放置す
れば、周辺住民の安全や健
康に直接関わる重大な問題
であり、高齢者においては
自力での駆除が大変困難で
ある。町の取り組みをお答え
いただきたい。

環境
課長

町民から毎年10
件程度の相談が
寄せられている。

大木町商工会に加入して
いる専門業者の紹介を行い、
対応している。

問

専門業者への依
頼には、相応の費
用が発生する。他

の自治体では独自の補助制
度を設けているところもあ
る。本町でも全額補助でな
くても、費用の一部を補助す
る制度を設けていただけな
いか。

環境
課長

補助金制度を
創設するには、対
象の範囲の整理、
緊急性や危険度の判断、公

意見

火災による被害をうけた
方々、また蜂や害虫の被害に
悩む住民の方々は、一日も早
い支援を望んでおります。
制度創設に向けた具体的
な取り組みを着実に前進さ
せていただき、一日も早く補
助金の支給が実現できます
よう、お願い申し上げます。
住民の切実な声にこたえ
べく、早期の結果がでること
を切に願っております。



平な制度設計、継続的な資
源確保などの課題がある。
現時点では、直ちに補助制
度を創設する考えはない
が、今後の相談件数の推移
や他自治体の事例等を調査
研究しながら、安全確保の
観点から、適切な対応を検
討する。



なかしま むねはる
中島 宗昭 議員



第一次農業構造改善事業 地域における施設維持管 理助成を

質

答

土地改良区との協議調整を
お願いしたい

問

すでに58年を経
過しようとしている
第一次構造改善地
域における施設設備維持管理
農家負担軽減対策を求めるが、
国の助成事業等

産業
振興
課長

があることから、地
元関係者、地域の代
表者の皆様と土地改良区との
協議、調査をお願いしたい。町
としても協議、調整に努める。

問

適正化事業にお
いては長期の準備
等が必要となる。
突然の故障、使用不能とな
れば、支援を受けられないこ
とから緊急事態における町
の支援策は大事だが。

産業
振興
課長

対象の範囲、補
助の要件、財源確
保、他地区との公
平性など、さまざまな課題も
ある。近隣の土地改良区の取
り組みを参考に地域の実情
把握に努めるとともに土地改
良区、関係機関と連携し、県
事業の把握にも努めていく。

問

他自治体におい
ては、経営の安定
化、離農の抑制、
農地、農村を守るために農
機具等の修繕費の支援事業



を行っている。

本町においても独自策と
して取り組む課題であるが、

町長

土地改良区の施
設であり、町独自
での考えはない。
しかし、関係自治体とはど
ういった形で支援できるか
検討したいと思う。

問

一次構地域にお
いては、再度の土
地改良実施が求
められるが。

産業
振興
課長

将来の農地利
用の方向性、営農
体制について地域
全体で共有していただき関
係機関と連携を図ることが
大切である。

問

新たな農地利用
の方向性と合わせ
て土地開発地域を
区分した土地利用計画は、

町長

基本的には農
村農地を守って
いくことである。

まずは地域計画を地元でしっ
かり話し合っていたきたい。

道の駅モニタリング評価
制度の進捗状況は
(令和8年度4月から
モニタリング制度施行)

問

道の駅モニタリ
ング評価制度の進
捗状況は

副町長

現在、大木町指
定管理者モニタリ
ング基本方針案、
実施要項案、指定管理者評
価委員会設置要綱案をとり
まとめた所。

問

モニタリングの
結果で再三指摘
されている改善事
項が改善されないときの処
分対策は。

副町長

指定管理者の
業務不履行、不祥
事等他、生じた場
合、外部評価、内部評価を
含め、外部評価委員会の業
務評価結果を経て、処分を
行う。

問

外部評価委員
会委員の構成を
どのように考えて
いるのか。

副町長

今後の課題とし
て、年度内をめどに
関係課と調整し、
活動の在り方評価のルール
づくり、他、検討をしていく。

問

内部評価、自己
評価、外部評価等
の基準等を議会へ
の提示をお願いしたいが。

副町長

指定管理は、道
の駅だけではない
ことから、課全体
で整理し、できた段階で報告
したい。



意見

モニタリング制度は指定管
理業者が、協定書、仕様書、条
例どおり管理しているのかを
確認する手段であることから、
町は指定管理者を放置する
のではなく、改善、指導、報告
(中間報告も含む)、徴収、実
地確認を行う責務があるた
めに行うものだと思います。

般

問

附帯決議を含め、
町との合意形成を求める



ますだ 益田
りゅういち 隆一 議員

答

議会と判断材料と検討過程を
共有し、それぞれが二元代表制の
役割と責任を果たす

問

アクアス再整備
について、議会の
附帯決議を重要

な意思表示と受け止めてい
るのか、また二元代表制に基
づき、町長の政治判断だけ
なく、議会に十分な判断材
料を示し、町民説明、意見反
映、透明性を確保しながら
責任を共有して進める考え
なのか、基本認識を確認す
るが町長の考えは。

町長

附帯決議を重く
受け止め、議会へ
の十分な情報提供
と検討過程の共有を図り、議
会と行政がそれぞれ二元代
表制の役割と責任を果たし
ながら合意形成に努め、町
民の皆さんにとってより良
い施設のあり方を目指し、取
り組みを進める。

問

町が行ってきた
手続きは理解する
が、重要なのは議

会や町民の意見が実際にど
う反映されたかである。4月
広報では比較資料を秋口に
整理するとし、5月広報では
「今回の判断」「なぜこの判
断に至ったのか」と表現し、
アクアス機能閉鎖と小規模

温浴施設設置を示している。

ここに表現のズレが生じて
いると思う。これが町の最終
決定なのか、町の案なのか、
今後見直す余地があるのか
を問う。

町長

広報おおきに
いて表現のズレを
感じさせたのであ

ればそれは反省し、伝える方
法を工夫しないといけない。
また、議会や町民の皆様から
いただいたご意見は、今後の
施設の機能や整備の進め方
などを検討する上で重要な
判断材料として受け止め、
現在、比較検討に必要な資
料を整理・作成している段階
であり、最終決定には至って
おりません。今後も議会への
説明や町民への情報提供を

問

重ね、いただいたご意見を踏
まえながら、総合的に最終
判断を行ってまいりる所存で
ある。

すでに決定して
いるのかのごとく、「判
断に至った」「判断

町長

比較検討資料
は、住民説明会や
議会での議論に資

するため、現在も内容の整理
・作成を進めている段階であ
り、最終判断を前提とした
ものではなく、「判断に至っ
た」との表現は、その過程に
おいて検討する方向性を示
した趣旨であり、最終決定

意見

町の説明責任や手続きを
行ってきたことは理解する。
しかし、いくら回数をこな
してきたとしても、そこで合
意形成が図られたかどうかで
ある。

議会が附帯決議を付して
予算を認めた以上、その趣旨
を受け止め、町として最終決
定したものではないのか明確
な答弁が必要である。一旦立
ち止まり、町民や議会の意見
を確認しながら進める余裕
は必要である。そうでなけれ
ば、二元代表制の関係性は保
たれないと考える。

町民や議会の
意見を確認し、
合意形成は必要

を意味するものではありません。



まずだ とみひろ
益田 富啓 議員



住民自治を担う人づくり
には社会教育の推進が
不可欠では

一
質

答

社会教育を基盤とした人づくりを
模索していく

問

今年度、当初予算に計上された「校区コミュニティ推進のための補助制度」の具体的な内容と現在の準備状況は。

地域
課長

地域の主体的な取り組みや対話を後押しするため

に、各校区から提出いただく提案事業を、公開プレゼンテーションを通して決定していく予定。現在、補助要綱を整備し、細部の調整を行っているところ。

問

校区コミュニティを支える重要な支援制度として創設するのであれば、本来、年度当初から活用できるように準備すべきではないか。

補助対象や補助率、申請総額が予算を超えた場合の対応は。

地域
課長

本来はそうすべきだが、初年度ということもあり、

各校区総会で示された事業計画も含めて調整を図っている。具体的な補助内容は、ソフト事業を中心に対象とする予定だが、地域の主体的な取り組みを尊重して柔

問

軟に考えたい。補助率も100%に近い形で実施したいが、予算枠を超えた場合は公平性を確保しながら調整する。今後も継続的な実施を考えたおり、この制度を通して地域の主体的な活動が生まれ、地域のやる気が促されて、住民自治の力が育っていくことを目指している。

問

住民自治を持続的に発展させていくには、伴走支援が不可欠だ。そのための人づくりとして社会教育の充実とその中心的役割を担う社会教育主事の配置が重要だと考えるが、町の見解は。

小規模自治体においては、資格者の人数を増やすよりも、限られた人的資源をどのように地域づくりへ結び付けていくかが重要であると考えている。

地域
課長

問

全国には、社会教育を地域づくりや住民自治の

基盤と位置づけ、地域の担い手育成や住民主体の活動につなげている自治体が多くある。本町も、行政組織機構

問

の事務分掌や教育大綱にその考えを反映させながら、人づくりや学びの施策を進めるべきではないか。

町長

住民自治を持続可能なものとするためには、人づくりが何より重要で、その基盤となるのが社会教育、生涯教育であると認識している。今後、校区協議会や各種団体とも力を合わせながら模索してまいりたい。

意見

社会教育は「国民の権利」で、それを支えるのは行政の役割。いろんなテーマで住民が学べる体制づくりをお願いする。

職場体験学習の再構築を

問

令和6年度から中学生の職場体験学習が中止された理由は。

教育長

事業所との調整や依頼、事前事後指導、日程調整、安全管理など、実施に伴う教職員の仕事負担が大きく、現行体制では継続が困難と中学校が判断した。

問

140名程度の生徒を受け入れる事業所を確保するのには町外の事業所まで対象を広げて調整されていた教職員の皆様のご苦労には敬意を表します。一方で、現在でも町内の事業者の中には職場体験学習の中止を惜しむ声も少なくない。教職員の負担軽減を図りながら再構築していく考えはないか。

教育長

職場体験学習は子どもたちにとって大変意義深い学びであり、将来的には再構築を目指すべき取り組みであると認識している。その具体策として、「協力事業所バンク」の創設や、サポーターの充実、各種団体との連携を強化しながら、支援体制を厚くし、活動の領域を広げたいと考えている。

意見

住民自治も地域づくりも、一朝一夕には実現するものではない。だからこそ、社会教育を基盤とした人づくりを、着実に進めてもらいたい。

般

問

本町の避難所運営マニュアルは、国の最新の指針やガイドラインを反映した内容となっているのか

答

国の最新の指針やガイドラインを、反映させたマニュアルの改訂に至っていない



こが やすこ
古賀 靖子 議員

問

総合体育館空調設備工事の現在の進捗状況及び今後の完成、供用開始までのタイムラインについて。また、全ての工事が緊急防災の対象となり、確実に享受できるのか。

総務課長

現在アリーナの床撤去が終わり、9月末までに2階空調設置、ガラス入れ替え、非常用発電機設置、11月末までに輻射式空調機器の設置を行い、12月末までにすべての検査試運転を終了し、来年1月から再開する予定である。財源は、国、県との協議等を進め緊急防災・減災事業債を活用し、予定どおり起債の内示を受けている。

問

本町で実施している訓練は、地域防災計画に基づき、実際の災害発生時を想定した実働型訓練になっているのか。地域防災計画に位置づけられている各班の担当職員の役割は自らの行動を理解し、即時に動けるまで訓練が浸透しているのか。

総務課長

実施している各種の防災訓練は、地域防災計画に基づき、災害を想定した実働

問

型訓練として行っている。地域防災計画に位置づけられている各班の役割職員は、役割の明確化を図り、各自が、訓練を重ねることにより実際の災害現場で判断できるよう、実践的なスキルを高めることを目指している。今後とも実働型訓練実施をして各班の職員に対し、理解と行動の浸透を図り、訓練の充実と改善に努めていく。

避難所の開設、運営、情報伝達といった実務的な訓練は、どの程度の内容で実施しているのか。今後は地域防災計画に基づいた、実践的で町全体を巻き込んだ訓練へ



と段階的に発展させていく考えがあるのか。

総務課長

避難所運営を想定した実践的な防災訓練は、十分な実施には至っていない。今後は、避難所の冷房設備の利用、発電機の取り扱い、非常時における電源の確保、利用方法に関する情報伝達の確認などの訓練が必要だと考えている。避難所運営訓練は実施していないが、災害発生時の初動で円滑に避難所開設できるよう、各避難所の開設担当と、毎年各現地での開設準備の流れを確認する作業を実施している。情報伝達訓練は、多様な手段を用い、災害発生時に迅速に正確な情報を住民に届ける手法を模索している。今後は、これまでの防災訓練での問題点や課題を整理し、総合的な防災訓練の際に有効に活用できるように計画を立てていきたい。

問

被災者関連死を防ぐ観点から重要視されるTKB（トイレ・キッチン・ベッド）は避難所生活の質を確保し健康被害を防ぐ基本的な要素である。本町において、これらのTKBの要素について

どの程度に位置づけ、具体的にどのような整備や運用がなされているか。

総務課長

TKBの衛生的なトイレや食事提供体制、ダンボールベッドの整備など詳細な項目は、現行の避難所運営マニュアルに十分に記載されているとはいえない。トイレは、快適に利用できる環境を目指していく。温かい食事の提供体制は、調理体制の確保について検討を進めていく。段ボールベッドや簡易ベッドの整備は、一定数の備蓄確保は行っているが、条項に依拠してレンタル事業者との災害協定で対応をしていく。

意見

近年の大災害で、災害関連死をいかに防ぐかが深刻な課題になっています。いっどこで発生するかわからないという前提に立ち、国が示す「災害関連死を防ぐための避難生活の確保」という観点から、早急に本町の避難所運営マニュアルの見直しやTKBの充実した避難所環境改善を取り組むことを要請していききたいと思います。



たなか かずしげ
田中 一成 議員



地域全体の移動支援体系として一体的に検討していく必要があるのではないか

一
質

答

持続可能な移動支援の
仕組みづくりに努める

問

昨年度より試験運行が行われている「大木のりあい号」と「高齢者等通院支援事業」について、対象者の棲み分けや利用実態は想定どおりなのか、また、利用状況はどうか、さらに、どのような課題があり、どのように評価しているのか。

企画
財政
課長

大木のりあい号は令和7年8月から令和8年4月末までの9か月間で1500回、延べ1601人が利用し、登録者数は251人となっている。利用目的は通院や買い物を中心に、利用者からは利便性を評価する声が多く寄せられている。また、高齢者等通院支援事業も、移動や介助が必要な方の通院を支える制度として利用者から高い評価を受けている。

問

制度の対象とならないものの移動に困っている方への対応や、今後の利用者増加への備えはどのように対応策を想定しているのか。

福祉
課長

地域包括支援センターが相談窓口となり、のりあい号の利用や民間サービスの活用など、個々の状況に応じ

問

利用実績が当初目標には届いていないことや、タクシー事業者の高齢化・人材不足による供給力低下への懸念について尋ねる。

企画
財政
課長

この事業は供給サイドの都合が何より優先され、供給量を確保しつつ、いかに真に必要とする方へサービスを滞りなく安定して届けられるかが成否のカギと考えている。現状は、何とか供給を維持できており、今後事業者との協議を密に続けていく。

問

将来的には鉄道や路線バス、通院支援事業、地域住民による助け合い交通などを個別に考えるのではなく、地域全体の移動支援体系として一体的に検討していく必要があるのではないか。

町長

提案のとおり、地域全体の移動支援体制として一体的に捉えることは重要で



ある。また、地域が主体となつて課題解決に取り組む事例についても研究を進め、持続可能な移動支援の仕組みづくりに努めてまいる。

農地転用制度の町としての主体的判断は

問

農地転用制度について、農地転用の許可要件や農地区分ごとの取扱い、申請から県の許可までの流れについて説明を求める。

農業
委員会
事務局長

農地転用は農地法に基づき、申請目的の確実性や周辺農地への影響を確認する「一般基準」と、農地の立地条件による「立地基準」により審査される。農地は青地と白地に分かれ、白地は第一種農地から第三種農地に区分され、第一種農地は原則転用できないものの、集落に接続

問

町としてどの程度主体的な判断ができるのか、また「集落接続」の具体的な考え方について尋ねる。

農業
委員会
事務局長

町農業委員会が現地調査や総会審査を通じ、地域の農業への影響を精査し、国の基準に抵触しない範囲で意見を県へ提示する。また、県の判断基準では、2戸以上の住宅が連続していれば集落として判断し、数メートル程度の農地を挟む場合も接続とみなされる場合がある。

意見

人口減少や高齢化が進む中、地域で暮らし続けたい若い世代が地域外へ流出すれば、将来的には農地を守る担い手も失われかねない。農地保全は重要だが、地域維持との両立も必要なので、今後地域の実情を県へ積極的に伝え、地域の維持につながる制度運用を要望する。

般

問

町有地の樹木の 管理状況は



ふかまち 深町 としお 敏生 議員

答

樹木台帳による個体ごとの管理について改善の余地がある



総務課長

現在の樹木台帳では、樹木、個体ごとの健康状態の

問

ているのか。

樹木台帳整備や樹木医による診断体制はどうなっているのか。

総務課長

樹木の日常点検や維持管理を行っているが、樹木の生長や経年変化に応じた継続的な把握、優先順位付け、予防保全の考え方についてはさらに改善の余地があるものと認識している。

問

いるか。

町有地の樹木管理の現状と課題をどう認識しているか。

国の調査では、樹木の腐朽・老朽・枯死に伴い、倒木や落枝による人身事故等が全国的に多い。このため、町有地に植栽されている樹木管理を問う。

町長 伐採そのものを定めた個別の条例や規則に基づき実施したものではない。施設の機能維持及び安全の観点か

問

総合体育館北側の樹木が、空調施設整備に伴い伐採されているが、何の条例、規則に基づき伐採等を検討されたのか。

総務課長

樹木管理は、事故防止を第一に考え、定期的な点検と必要に応じた適切な措置。また、樹木の高さ制限や腐朽上の補強に努め、地域の安全を確保するための対策を考えていく所存である。

問

詳細な記録は整備されていないため、今後の改善策として、樹木医などによる定期的な診断等を実施し、その結果を台帳に反映させる仕組みを構築するなど適切な管理体制を整えて行く必要があると考えている。



問

ら判断した。

樹木は町の財産となっているものを伐採されることは、貴重な財産の損失と

町長

公共施設附属樹木の価値を十分認識しながら、

問

町民の安全確保及び適正管理を維持するため、樹木管理条例等の整備を検討すべきと考えているが。

総務課長

管理手法や運用の改善を優先しながら対応しているが、現段階では新たな樹木の管理条例の制定は考えていない。

問

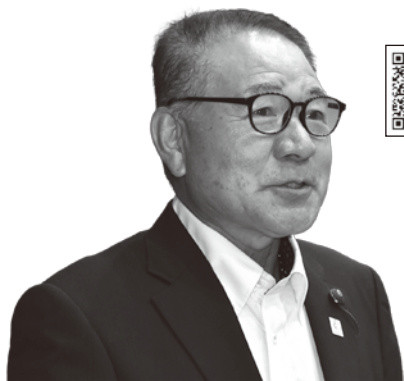
町は平成20年に「美しく住みよい環境を創る条例」を制定されており、樹木等を植栽し、緑化の推進を掲げている。必然的に樹木の管理上の条例により、車の両輪として、適切に管理する体制が大切と思うが。

町長

今後とも美しく住みよい環境を創る条例の理念を大切にしながら、町民の安全環境と良好な生活環境維持、そして緑豊かな環境の保全との現実に努めてまいりたい。

意見

樹木は長い年月をかけて、ゆっくりと成長していますが、町有地では、剪定等適切な管理をしなければ場合には、事故に繋がります。また、町有地の樹木は町の貴重な財産であり、その管理の在り方を適切に管理する条例の必要性を強く感じています。



はらだ まさる
原田 勝 議員



本町としての金融教育を体系的に推進していく考えはあるのか

一
質

答

家庭と学校が連携して子どもたちの金銭感覚を養っていききたい

問

現在、本町の小中学校における金融教育は、どのような内容で実施されているのか。また、学校教育の中で、金融トラブル防止や金銭感覚を養う教育は充分であると考えているのか。

教育
長

現在の本町の小中学校における金融教育は、学習指導要領に基づき、金融教育を特定の教科としてではなく、社会科や家庭科、道徳科といった各教科や領域の中で関連付けながら体系的に実施している。具体的には、小学校において5年生家庭科で生活を支えるものやお金について学習し、収支のバランスや売買契約の成立について学ぶ。その際、本町に必要なかどうか考えて、買い物をするについて指導をし、支払いに使えるいろいろなカード類についても触れ、道徳科では節度・節制の価値や特別活動での働くことの意義などを関連付けながら指導する。中学校では、社会科（公民分野）で市場経済の仕組みや金融機関の役割

問

を、技術・家庭科では、キャッシュレス決済の普及に伴う金銭管理や、契約の重要性など、より実践的な内容を扱っている。
キャッシュレス化やSNSを通じた投資詐欺といった急激な環境変化に対する金融トラブル防止や、自立した金銭感覚を養う教育については、現在学校教育の中で必ずしも充分とは言えないと考えている。
民間企業や金融機関では、子ども向け、金融教育の出前事業や体験型学習なども行われているが、本町においても、金融機関と連携した金融教育の導入を検討すべきではないか。

教育
長

本町においては、大川大木租税教室推進協議会の事業でもあり、6年生と中学3年生を対象とする租税教育を行っている。講師は、租税教育講師養成研修を受講した者で、今年度は、大木町役場職員2名が講師となり、大溝小学校の租税教室を担当する。そこでは、税金がある場合とない場合の暮らしを比較した

問

ビデオ視聴や一億円の重さ体験といった体験型学習である。このような出前授業が、子どもたちが社会の仕組みを肌で感じる貴重な機会となっている。民間企業や専門家と連携した出前授業等の導入を検討し、子どもたちが生きた経済をより具体的にイメージできるように教育環境の充実に努める。

教育
長

今後、子どもたちが社会に出る前に必要な金融リテラシーを身に付けるため、本町として金融教育を体系的に推進していく考えはあるのか。
子どもたちが金融リテラシーを身に付けていくためには、単発の指導ではなく、小中学校9年間において体系的に実施している。現在、学校教育が直面している現代的課題は、金融教育のみならず、伝統や文化に関する教育、主権者に関する教育、消費者に関する教育、法に関する教育、環境に関する教育、放射線に関する教育、心身の健康に関する教育、海洋に

意見

金融教育とは、単にお金について学ぶ教育だけではなく、自らの夢や目標を描き、その実現に向けて、人生を設計する力を育む教育であると考えており、保護者の皆さんを巻き込んで、段階的に学べる環境の場を求めます。



関する教育、食に関する教育、防災を含む安全に関する教育など多岐に渡る。
特に、本町においては、現在、環境教育、主権者教育、キャリア教育に重点を置いて取り組んでおり、総合的な学習の時間で探求していく活動を充実させていく方向である。世の中の変化は激しく、大人でも知らないことが随分あると思う。「親子で学ぶ金融教育」など家庭と学校が連携して、子どもたちの金銭感覚を養っていききたいと考えている。

未来を担う子どもたちへ 主権者教育を実施

主権者教育とは、一人ひとりが社会や地域の課題に関心を持ち、自分で考え、判断し、行動できる力を育むための教育です。大木町議会では、「小さい頃から町に関心を持つてもらいたい」との思いから、6月から7月にかけて、町内全小学校の6年生（木佐木小学校は5年生も実施）を対象に、議員がゲストティーチャーとして授業を行いました。授業を受けた子どもたちや先生の感想を紹介し
ます。

9月には、大木中学校2年生を対象とした授業も予定しています。

感想 子どもたち

■議会は大変なんだなと思いました。
■大木町にいろんな願いを持っている人がいるんだなと思いました。■議会の
会の方々はとても大木町に関係して
いるんだなと思いました。■議会の
ことや議会の仕事を詳しく知ること
ができてよかったです。■大木町に条例
があることをしれたし、パンフレットも
あって分かりやすかったです。■議員の
仕事を詳しく教えてもらって嬉しか
った。■やっぱりいろいろな人達が
協力して、成りたっているんだなと思
いました。

■町長も選挙で選ばれているんだ
なということを知って知った。■
議会のことがよく知ることができ
たし、どんな仕組みで情報などが
回っているかが知れて、楽しかった。
■授業で知らなかったことかもしれ
たから良かったです。■今日の授
業を受けて、議員さんが年配の方
が多いと聞いたので、25歳になっ
たらできたらやってみようかなと思
いました。自分の考えを発表するこ
とができました。議会についてのこ
とは難しいなと思いました。

感想 先生

実際に議会で働いていらっしゃる
方々からお話を聴く機会は大変貴
重で、子どもたちにとっても有意
義な時間になったと思います。事
前課題をもとに子どもたちなりに
大木町をよりよくするための方法
を考えることができていました。模
造紙に書くのではなく、ロイロー
ト（ICT）を活用して共有する方
法もあるのかなと感じました。そ
うすると共有の時間は短縮でき
ると思います。クイズも用意してい
ただいたので…

お忙しい中、ありがとうございます
ました。



大莞小学校での授業風景

次回定例会

9月3日(木)
～18日(金)

一般質問 9月3日(木)

お問い合わせ先

議会事務局

☎0944-32-1249

メールアドレス↓

gikai_jimukyoku@town.ooki.lg.jp

編集 後記

小学校で主権者
教育を実施し、子
どもたちの素直な発想
や積極的な姿勢に

大きな可能性を感じました。初め
は緊張した様子でしたが、話し合い
が進むにつれて、自分の意見を堂々
と発表し、友達の考えにも耳を傾
けながら考えを深める姿が見られ
ました。また、議会を「遠い存在」で
はなく、「自分たちの暮らしに関わ
る身近なもの」と感じてもらえた
ことは大きな成果です。今回の取
組を通じて、子どもたちの声に耳
を傾けることの大切さを改めて実
感しました。これから、未来を担
う子どもたちが地域や社会に関心
を持ち、自ら考え、意見を発信で
きる機会を大切にしていきます。

(徳永)

議会報発行
特別委員会

委員長 益田富啓

副委員長 古賀靖子

委員 田中一成・深町敏生

山田貴大・徳永卓也